

交通事故などによるけがや病気の治療で **保険証**を使ったら**届出を!!**

自転車による事故



他人のペットに
咬まれた



すぐに加入の
市町村・国保組合の
窓口へ!!

スキー・スノーボード
などの接触事故



飲食店・購入食品
での**食中毒**



交通事故などの第三者(自分以外の人)の行為による治療で保険証を使ったら、
市町村・国保組合の窓口が届出が必要です。

(国民健康保険法施行規則第32条の6・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第46条)